令和3年4月27日 (417号)

農業だより

-お問合せ-

農地中間管理事業による農用地等の借り手を募集します

公益財団法人やまがた農業支援センターでは、今年度も以下のとおり農用地等の借受希望者を募集します。

1 応募方法

農用地等の借受希望者の募集・受付は市町村担当窓口で行います。申込用紙は新庄市農林課の窓口にありますので、所定の事項を記入のうえ、ご提出ください。

2 募集期間

令和3年5月7日(金) から 令和4年2月28日(月) まで

3 取りまとめ日

1回目 令和3年 7月30日(金) 2回目 令和3年 8月31日(火) 3回目 令和3年10月31日(日) 4回目 令和3年11月30日(火) 5回目 令和3年12月28日(火) 6回目 令和4年 2月28日(月) ※上記日に取りまとめのうえ公表します。

4 募集区域

募集の対象となる区域については、下記のホームページか市農林課窓口でご確認ください。 借受希望区域が新庄市以外の場合は、当該市町村への申込みが必要です。

5 その他

農地の貸付希望の申し出は、随時受け付けています。新庄市再生協議会(市農林課)に申込 書がございますので、記入の上ご提出ください。

◎機構集積協力金(経営転換協力金)について

リタイア・部門縮小のため農地中間管理機構を通して受け手に貸付を行った方に対し、経営転換協力金の交付を行っておりますが、令和3年9月以降は<u>地域集積協力金と一体的に取り組む場</u> **合のみ対象**となります。活用を検討されている方はお早めのお手続きをお願いいたします。

【相談窓口・お問い合わせ先】

①公益財団法人やまがた農業支援センター

TEL: 023-631-0697 FAX: 023-624-6019 URL: http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp ②新庄市農林課 TEL0233-29-5835(直通)

水田リノベーション事業が採択されました!

2月にお申込みいただいた水田リノベーション事業について、「新市場開拓用米(輸出米)」、「加工用米」、「高収益作物(加工・業務用)」が採択されましたので、お知らせします。 なお、申請時に取組みを予定していたものについて、下記の書類が必要となりますので、ご準備 くださるようお願いします。

◎取組別提出必要書類(新市場開拓用米・加工用米)

番号	低コスト生産等の取組	必要書類		
1	直播栽培			
2	疎植栽培			
3	高密度播種育苗栽培			
4	プール育苗	作業日誌、取組み状況がわかる写真 		
5	温湯種子消毒			
6	効率的な移植栽培			
7	作期分散	作業日誌、種子購入伝票		
8	土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	作業日誌、肥料購入伝票、分析結果		
9	効率的な施肥			
10	効率的な農薬処理	作業日誌、取組み状況がわかる写真		
11	化学肥料の使用量低減	(肥料または農薬の購入伝票)		
12	化学農薬の使用量低減			
13	多収品種の導入	作業日誌、種子購入伝票		
14	農業機械の共同利用	作業日誌、共同利用契約書等		
		(取組み状況がわかる写真)		
15	スマート農業機器の活用	作業日誌、取組み状況がわかる写真		

○地域特認メニューが追加されています

番号	低コスト生産等の取組	必要書類	
	ケイ酸質肥料の散布	作業日誌、肥料購入伝票	
16	(農林水産大臣または都道府県知事に登録		
	された肥料が対象)		
	省力的な農薬散布	作業日誌、取組み状況がわかる写真	
17	(投げ込み式または流し込み式の薬剤(フロ		
	アブル剤、パック剤、豆粒剤等)の使用)		

※上記メニューの中で変更も可能です。上記の中から、3つ以上の取組を確実に実施してください。

◎その他

水田リノベーション事業の採択を受けた取組面積は、4万円/10aの支援を受けることが出来ますが、加工用米・新市場開拓用米について「水田活用直接支払交付金」の2万円/10aの交付は受けることができませんのでご注意ください。

個人ごとの取組面積、数量については後日個別にお知らせします。

不明な点がございましたら、新庄市役所農林課農政企画室へお問い合わせください。

【お問合せ先】 農政企画室 22-2111 (内線 264・270)

環境保全型農業直接支払交付金について

化学肥料・化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球 温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

1 支援要件(原則)全て満たす必要があります)

- ・複数の農業者で構成される任意組織であること(規約・組織の口座が必要)
- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること
- ・国際水準GAPに取り組むこと(認証の取得を求めるものではありません)
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動など)に取り組むこと
- ・新庄市内の農地で、かつ農業振興地域内の農地であること

2 支援の対象となる取組と交付単価(昨年度取組のあったものをご紹介します)

	交付単価		
全国共通取組	カバークロップ(緑肥)		6,000円/10a
	堆肥の施用	水 稲:概ね 0.5 t /10a 以上施用	2,200円/10a
		(堆肥の現物窒素含有率 0.8%以上)	
		水 稲:概ね 1.0 t/10a 以上施用	
		(堆肥の現物窒素含有率 0.8%未満)	4, 400 円/10a
		水稲以外:概ね 1.5 t /10a 以上施用	
		そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
	有機農業	上記以外	12,000円/10a
		このうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合	
		※土壌診断と合わせ、堆肥の施用・カバークロップ・リビングマルチ・草生	14,000 円/10a
		栽培のいずれかを実施すること	
	冬期湛水管理		8,000円/10a
	①:畦畔補強等を実施しないもの		7,000円/10a
	②:有機質肥料を投入しないもの		5,000円/10a
	3:0,	②両方にあてはまるもの	4,000円/10a

- ※同一ほ場での交付金併用はできませんので、いずれかをお選びください。
- ※本交付金と、(同じ取組内容でもらう)別の国交付金や補助金と併用はできません。
- ※予算の範囲内での交付となりますので、全国の申請状況により上記単価から減額されることがあります。

3 その他

※取組みを予定される方は<u>令和3年6月30日まで</u>農林課農政企画室へ営農活動計画書を提出する必要があります。

様式や詳細等につきましては、以下までお問い合わせください。

【お問合せ先】 農政企画室 22-2111 (内線 270・264)

農家のみなさまへ

令和3年4月6日改訂

~ 「人」と「農業」を新型コロナウイルスから守るために ~

農作業が本格化しています。

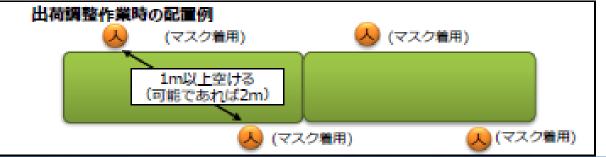
農家や従業員の皆さんが新型コロナウイルスに感染しないよう対策を徹底しながら 農作業事故に十分注意して作業を行いましょう。

対策1 作業する人全員の体調をチェックしましょう

- ◆ 朝(作業前)と夕(作業後)に体温を測定し、記録しておきましょう。
- ◆ 発熱などの症状がある場合は、自宅で待機してください。
- ◆ 発熱や強いだるさ、息苦しさなどがある場合は、「受診相談コールセンター」 (電話:0120-88-0006)の指示に従ってください。

対策2 3密(密閉、密集、密接)にならないように工夫しましょう

- ◆ 屋外作業で2m以上の十分な距離が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、 マスクをはずすようにしましょう。
- ◆屋内作業では、こまめな水分補給を心掛け、以下の点に留意して、できる限りマスクを 着用しましょう。
- ◆ 出荷調整などの室内作業は、
 - ① 窓を開けて行うか、定期的に拠気を行いましょう。
 - ② 隣の人と距離をとりましょう(下図)。
 - ③ 会話等は必要最小限にしましょう。
- ◆ 出荷調整施設(小屋)等に出入りする時は「手洗い」や「手指の消毒」を行いましょう。
- ◆ ドアノブや手すり等の人がよく触れるところは、除菌や拭き取りを行いましょう。
- ◆ 休憩や食事の時も、<u>時間をすらし</u>たり、十分に<u>距離を空け</u>ましょう。



もしも、家族や従業員が感染した場合は

- ◆ 家族や従業員等への感染が確認された場合には、保健所に連絡し、対応について指導を受けてください。
- ◆ 感染者の濃厚接触者と特定された人は、行政検査(PCR検査)を受検します。この検査が 陰性でも、14日間自宅待機します。その間に、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健 所に連絡してください。
- ◆ 保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域の消毒を実施します。
- ◆ 緊急を要し、自ら施設の消毒を行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、消毒液で拭き取り等を実施してください。
- ◆ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部